

高齢者世帯の住み替え

に係る費用の一部を助成します。

引越費用も対象
になります!

申請期限は…

令和11年3月31日まで



対象世帯

浴槽がない住宅やエレベーターがない2階以上の住宅、エレベーターの停止階にない2階以上の住宅に住んでいる世帯で次の全てを満たす世帯。

- ☑ 1年以上町内に住所があり、居住している世帯
- ☑ 60歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者のみで構成される世帯、高齢者と障がい者（身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者）のみで構成される世帯
- ☑ 現在住んでいる住宅の家賃未払がない
- ☑ 住み替え後に転居の届出を行う意思がある
- ☑ 世帯員全員が住民税非課税
- ☑ 住み替え前後の世帯構成員が同じ
- ☑ 税金等の滞納がない世帯
- ☑ 生活保護受給世帯でない
- ☑ 住み替え費用について他の補助金などの交付を受けていない

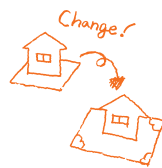
※浴槽がない住宅の場合、浴槽を備えている住宅に転居すること

※エレベーターがない2階以上の住宅やエレベーターの停止階にない2階以上の住宅の場合、1階またはエレベーターの停止階にある住宅に転居すること

※住み替え後の住宅は、町内の民間賃貸住宅、町営住宅または県営住宅であること

※住宅に他世帯が同居する場合は、同一の世帯とみなします

※住み替え前後の住宅が、社宅や従業員寮等の企業の福利厚生目的のための住宅、1年未満の短期間契約の住宅の場合は対象外



対象費用

新たな住宅の賃貸借契約により支払った費用、引越業者に支払った費用

※敷金、駐車場仲介手数料、不用品処分費用、契約時に支払う家賃、共益費その他住み替えに関係のない費用は対象外

助成額

住み替え費用の額の2分の1（千円未満の端数切捨て）で上限20万円



⚠️ 〈注意事項〉 住んでいる住宅の現地調査を行うため、住み替え前に申請が必要です。

手続きの流れ

01



事前相談

対象世帯要件の確認や自宅を訪問する**日時**の調整を行います。

02



自宅訪問調査・申請書提出

職員が自宅を訪問し、要件に該当するか確認を行います。確認後、申請者は福祉課高齢者支援係に次の書類を提出してください。

※訪問時、自宅内の全ての部屋に入室し、住宅状況を確認しますのでご了承ください。

： [提出書類]

- ☑ 助成金申請書
- ☑ 住んでいる住宅の賃貸借契約書の写しまたは持家であることを証明する書類
- ☑ 住み替え費用の額が分かる見積書
- ☑ 家賃未払がないことの証明書(賃貸住宅の場合)

03



助成金交付決定通知書の受取

申請内容を審査し、助成金の交付決定後、申請者に**助成金交付決定通知書**を送付します。

04



住み替え・転居の届出

助成金交付決定通知書を受け取った後、新たな住宅の賃貸借契約を行い、住み替え後に、転居の届出をしてください。

※助成金交付決定通知書が届く前に住み替えした場合は助成対象外となります。

05



助成金の請求

住み替え後30日を経過した日または助成金交付決定を受けた年度の**3月31日**のいずれか早い期日までに、福祉課高齢者支援係へ次の書類を提出してください。

※請求がない場合は、助成決定を辞退したものとみなします。

： [提出書類]

- ☑ 助成金請求書
- ☑ 住み替え後の住宅の賃貸借契約書の写し
- ☑ 領収書の写し
- ☑ 通帳の写し

06



助成金の振込

町から申請者へ助成金を振り込みます。

